

供給条件変更のお知らせ

このたび弊社では、平成 30 年 8 月 1 日より標準熱量の変更など供給条件の一部を変更いたします。これに伴い、ガス小売供給約款および各選択約款、託送供給約款、最終保障供給約款について内容を変更しますのでお知らせいたします。

弊社は今後もさらなる経営効率化に努めるとともに、サービス向上並びに保安の確保に鋭意取り組んでまいりますので、なにとぞ変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

1. 変更点

(1) 標準熱量の変更

お客さまに供給している都市ガスの標準熱量を、製造設備の効率的な活用を目的として、現行の 46 メガジュールから 45 メガジュールへ変更いたします。これにより、同一使用条件下でのガス使用量は若干増加しますが、基準単位料金についても熱量による換算を行い算定いたしますので、お客さまのガス料金への影響はありません。なお、都市ガスの種類は現行と同じ「13A」のまま変更ございませんので、ご使用中のガス機器は今までどおり安全にご使用いただけます。

(2) 延滞利息制度の導入

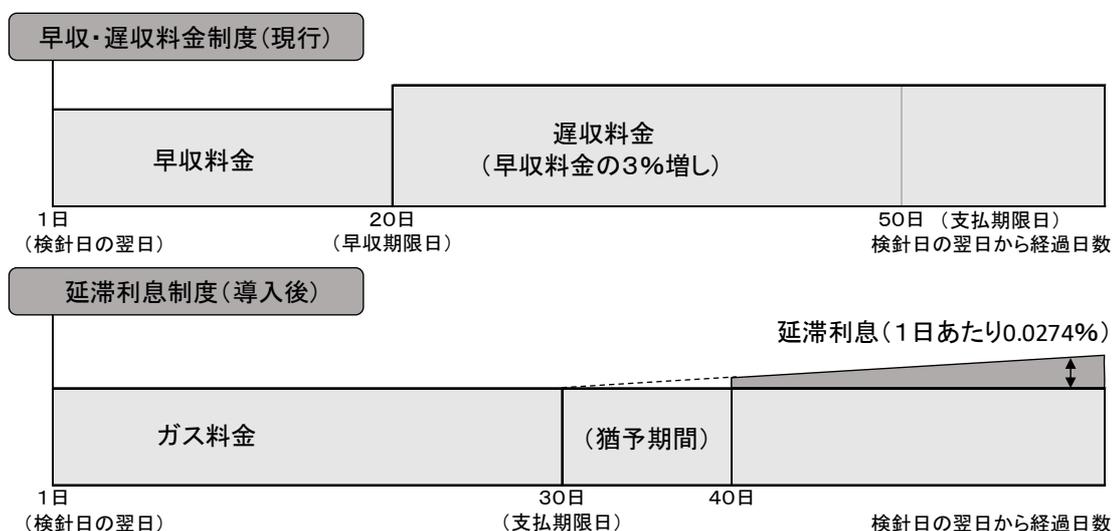
現行の「早収・遅収料金制度」を廃止し、よりお客さまに分かりやすい制度である「延滞利息制度」を導入いたします。

<延滞利息制度の概要>

ガス料金を支払期限日経過後にお支払いいただく場合は、その経過日数に応じて、1日あたり0.0274%（年利約10%）の延滞利息を申し受ける制度です。ただし、支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いの場合には延滞利息は申し受けません。なお、支払期限日経過後にお支払いいただく場合は、お支払いいただいた月分の翌々月分以降のガス料金とあわせて延滞利息を申し受けます。

また、ガス料金の支払期限日は、検針日の翌日から起算して30日目（現行50日目）といたします。

◇延滞利息制度のイメージ◇



(3) 原料費調整制度の一部変更

原料価格の変動を料金に適切に反映するため、「単位料金の調整」における平均原料価格の上限に関する規定を削除いたします。

(4) 一部選択約款の契約期間廃止

空調夏期契約、小型空調契約、家庭用ガスセントラルヒーティング契約、家庭用コージェネレーション契約、およびガス灯契約について1年毎の契約期間を廃止し、ガス供給契約が成立した日からガス供給契約が終了した日までとします。

2. 実施予定日

平成30年8月1日

以上

(参考)

◇ガス小売供給約款料金表◇

(税込)

	区 分	1か月の ガス使用量	基本料金 (1か月)	基準単位料金 (1m ³ につき)
現行料金 (46MJ/m ³)	料金表A	0m ³ から 10m ³ まで	894.24 円	206.69 円
	料金表B	10m ³ をこえ 25m ³ まで	1,031.86 円	192.92 円
	料金表C	25m ³ をこえ 100m ³ まで	2,013.43 円	153.65 円
	料金表D	100m ³ をこえる場合	3,313.33 円	140.64 円
新 料 金 (45MJ/m ³)	料金表A	0m ³ から 10m ³ まで	894.24 円	202.19 円
	料金表B	10m ³ をこえ 25m ³ まで	1,031.86 円	188.72 円
	料金表C	25m ³ をこえ 102m ³ まで	2,013.43 円	150.30 円
	料金表D	102m ³ をこえる場合	3,313.33 円	137.58 円

(注) 1. 現行料金は平成30年7月31日まで、新料金は平成30年8月1日以降の適用料金です。

2. 調整単位料金は、今後発表予定の貿易統計値を踏まえた原料費調整制度による見直しを行う予定ですので、改めてお知らせいたします。